

徳島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	名西郡神山町上分字門屋 七番一地先から 同 一三四番一地先まで	二七五・七	令和三年三月十六日